

2 高水総 183 号
令和 2 年 6 月 4 日

各建設工事等担当課長 様

検査技監

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における建設工事等の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に本県を含む一部の地域において緊急事態宣言が解除されたところですが、同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、高知市上下水道局が発注する建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応について」（令和 2 年 4 月 27 日付け 2 高水総第 117 号）に基づき、適切な対応をお願いします。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において別添の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日版）」（『建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日版）』の作成について」（国土交通省事務連絡 令和 2 年 5 月 15 日付け（別添 1））も参考にして下さい。

（問い合わせ先）

総務課技術監理室

TEL 088-821-9206